

2008年3月9日

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第1号です。

平成19年6月14日に道路交通の一部が改正され、本来軽車両として車道を走るべき自転車が、場合によっては歩道を走っても良いとなりました。これは、おかしい！ 笑えないおかしい！ 侵しい（犯しい）変！！

『車道等の状況に照らして自転車の通行の安全を確保するため、歩道を通行することがやむを得ないと認められる場合、歩道を自転車で通行することができる』（道路交通法第63条の4第1項）

NPO KEEP LEFT は上記の道路交通法に異議を称えたいと思いますが、如何ですか？

そして、新たに「自転車の前と後ろに6歳未満の子供を乗せる3人乗りについて、警察庁は、安定した構造の自転車であることを前提に容認する方向で検討を始め、自転車産業振興協会など関係業界に安全な「3人乗り」用自転車の開発・普及への協力を要請した。近く、有識者らによる検討委員会を設置する。一部報道より抜粋」と、またまたバカな事を言い出しました。

利用者、自転車業界、行政各々の立場で賛否両論あるかと思いますが、そのほとんどが自己保身や自己の利益に基づいた意見です。

利用者の意見1「2人以上の小さな子供を持つ親は、保育園や幼稚園の送り迎えなど、一体どうすればいいの？」

利用者の意見2「自転車なら15分だが、歩くと40分。ベビーカーに三男を乗せ、長男と二男を歩かせると、走りだしたり遊んだり…むしろ危ないと感じるといふ。また自転車に子供を乗せて押し歩くのは、バランスを崩しやすく、乗って運転するよりもさらに危ない。」

利用者の意見3「2歳、3歳の子供は歩くより、自転車に乗せたほうが、まだ安全。（政府は）少子化で子供をつくれ、つくれというけど、子供が2人以上になったら、自転車にも乗れないなんて…」

これら弱者を装い、親としての責任を回避し、世間に溢れる「安全」「少子化」「弱者救済」の言葉を利用した利己的な言い分に、言い返す頭すら持ち合わせてない行政。

NPO KEEP LEFT は、提案します！

安全な？「3人乗り」用自転車の開発・普及をどんどんして下さい！・・・自転車業界が潤います。

二人でも三人でも子供を自転車に乗せて移動して下さい！・・・少子化対策の一環として（あまり効果はないと思いますが、口封じの一環）。

但し！但し！！ 二人乗り、三人乗り自転車を利用する場合、道路交通法を改正し、二人乗り、三人乗り自転車運転免許制を導入し、国が定めた道路交通法を遵守して頂く。

行政は、これらの自転車利用者には厳しく対処し、信号無視、違法駐輪等すべての違反には減点制度にて処罰し、利用不適合者は自転車の利用差し止め、免許取り上げを行なう事が原則です。

自転車専用道路や駐輪場を整備しようが、安全な二人（三人）乗り自転車を開発しようが、それらを利用する側がルール、マナーを守らなければ、安全・安心・快適な自転車利用などあり得ないと思います。

皆さん、如何ですか？

皆さんのご意見、メール下さい。

NPO KEEP LEFT は、自転車利用者にルール、マナーを守ってもらえる事の大切さを世間に発信する NPO 法人です。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT
理事長 佐原 純一郎

2008年4月14日

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン号外です。

NPO KEEP LEFT の最初の生徒さん（Nさん 女性）が、4月3日～9日 大阪→福岡を自転車で無事完走されました。

Nさんは、たまにママチャリに乗る程度の自転車経験がほとんど無い方で、等 NPO KEEP LEFT にて約 2 時間の自転車安全講習と自転車の基礎知識をお教えしました。事故無く無事に完走された事は、我々 NPO KEEP LEFT にとって喜びひとしおです。

ご本人から、大阪→福岡自転車旅行に関し色々お話を聞かせて頂く予定です。対談の内容をメールマガジンにて配信する予定ですので楽しみにして下さい。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT
理事長 佐原 純一郎

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第2号です。

***メールマガジン No.2 - 08.5.2 ***
NPO KEEP LEFT メールマガジン

今日の産経新聞 MSN ニュースの社会欄にこの様な記事が載っていました。

「自動車運転免許」制度 大阪市に導入提言 *自動車ではなく自転車ですよ、MSN
ニュースの編集の方しっかりして下さい！

大阪市の外部委員会「市自転車交通問題検討委員会」（委員長、日野泰雄市立大学大学院教授）は1日、自転車の所有や運転責任があいまいになっているとして、運転者の登録制度や免許制度について検討するよう市に提言した。自転車事故や放置自転車が増加していることを受けたもので、自治体の諮問機関が自転車免許の導入にまで踏み込んで提言するのは、全国でも珍しいという。

提言では、自転車事故に対し適切な保証ができる保険制度作りや、車両規格の規定の検討も求めた。これらの施策について、市単独での実現が困難な場合、国や警察など関係機関に働きかけるよう促している。また、放置自転車の原因施設などを対象にした自転車駐車場の設置義務条例や、指導要綱の導入も検討するよう求めた。

市は「提言を踏まえて市としてのアクションプランを作成し、関係機関にも働きかけていきたい」としている。

(2008/05/02 8:29)

以上、以下のページより抜粋

http://www.sankei-kansai.com/01_syakai/sya050202.htm

この記事だけでなく、最近、自転車の安全運転、マナー向上に関し、多くのメディアが取り上げる様になりました。

我々 NPO KEEP LEFT は、安全、安心、快適な自転車環境を目指しアクションを起こします。

提言や検討、働きかけ等は、焼石に水。 しないよりはマシですが、今更遅いです。 遅過ぎます。

ルール無視、マナー無しの大阪の自転車利用者達に、ルールを守り、マナー良く自転車を利用してもらうには、現行の道路交通法を遵守させるしかないです。道路交通法と言う法律（法令）があり、自転車の利用に関し沢山の規定（約束事）があります。これらの規定（約束事）を守らない人々を取り締まらないから、ルールは守らなくても良い、見つからなければ良い、自分だけ良ければ良い者共が社会に蔓延っています。これは、行政の怠慢でしかない！

ルール無視の大阪の自転車利用者達を取り締まり、罰金を採り、罰をあたえる事（法の執行）をすれば、自分の利益だけしか考えないこれら自分勝手な自転車利用者達は、損をしない為に道路交通法を守る様になる筈です。これらを速やかに実施する為に、現行法の改正や、自動車と同様の反則金制度、行政処分制度の導入、自転車免許制導入が必要であれば直ちに行なうべきです。

行政の怠慢、許せません！！ 日本は、法治国家の筈です。

マナー無しの大阪の自転車利用者達には、どの様に対処すれば良いのでしょうか？

マナーの悪い人々を取り締まる法律や条例はありません。取り締まる事も出来ませんし、罰をあたえる事も出来ません。

しかし、注意する事は出来ます。

マナーの悪い人は、自分の行なっている事で、他の人々が迷惑をしている事に気が付かないだけです。から、注意してあげるべきです。

昨今は、注意すると逆切れするバカ共が多く、トラブルに成らない様に黙って過ごす良識人がほとんどですが、見て見ぬ振りをするのは良くないです。一人でも多くの方が注意する事に依り、自分がマナーの無い人間と自覚出来る筈です。

良識人の数の方が、良識のない人の数よりも多い事を願う限りです。

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎

NPO KEEP LEFT 事務局からのメールマガジン第3号です。

***メールマガジン No.3 - 08.5.12 ***

NPO KEEP LEFT メールマガジン NO.3

現在、NPO KEEP LEFT 事務局では、安全運転を啓蒙する為の小冊子（パンフレット）「知らなかったでは、済まされない自転車のルール & 当然、守らなければならない自転車のマナー」の内容検討しています。

以下が、そのルール編です付け加えるものや訂正すべきものがあればご連絡下さい。

以下の項目は、警察庁及びそれらに属する団体等が発行、発表した関連資料をもとにしています。

「知らなかったでは、済まされない自転車のルール & 当然、守らなければならない自転車のマナー」 ルール編

左側を走行しなければならない！「KEEP LEFT！」

◆車道通行の原則

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられ、歩道と車道の区別があるところでは車道を通行するのが原則であり、車道の左側(車両通行帯のない道路では左側端)を通行しなければならない。

著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯を通行することができるが、その場合は、歩行者の通行を妨げないような速度と方法で通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 17 条第 1 項及び第 4 項、第 18 条第 1 項/第 17 条の 2

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金/2 万円以下の罰金又は料料

歩道は歩行者優先！

◆歩道における通行方法

自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければならない、歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 63 条の 4 第 2 項

【罰則】 2 万円以下の罰金又は料料

信号を守らなければならない！

◆交差点での通行

信号機のある交差点では、信号機の信号に従わなければならない。「歩行者・自転車専用」と表示されている信号機のある場合は、その信号機の信号に従う。

【該当規定】 道路交通法第 7 条

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

信号機のない交差点で、一時停止すべきことを示す標識等がある場合は、一時停止しなければならない。また、狭い道から広い道に出るときは、徐行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 43 条、第 36 条第 3 項

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

定められた場所を通行しなければならない！

◆横断

道路や交差点又はその付近に自転車横断帯がある場合は、自転車横断帯を通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 63 条の 6,第 63 条の 7 第 1 項

◆自転車道の通行

自転車道が設けられている道路では、やむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 63 条の 3

【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

安全に通行しなければならない！

◆安全運転の義務

道路及び交通等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 70 条

【罰則】 3 ヶ月以下の懲役又は 5 万円以下の罰金

夜間はライトを点灯させなければならない！

◆夜間、前照灯及び尾灯の点灯

夜間、自転車で道路を走るときは、前照灯及び尾灯(又は反射器材)をつけなければならない。

【該当規定】 道路交通法第 52 条第 1 項、第 63 条の 9 第 2 項、道路交通法施行令第 18 条 第 1 項 第 5 号

【罰則】 5 万円以下の罰金

飲酒運転禁止！

◆酒気帯び運転の禁止

酒気を帯びて自転車を運転してはならない。

【該当規定】 道路交通法第 65 条第 1 項

【罰則】 5 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金(酒に酔った状態で運転した場合)

二人乗りは禁止！

◆二人乗りの禁止

自転車の二人乗りは、各都道府県公安委員会規則に基づき、6 歳未満の子供を乗せるなどの場合を除き、原則として禁止されている。

【該当規定】 道路交通法 第 57 条第 2 項

【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

並んで走行してはならない！

◆並進の禁止

「並進可」の標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。

【該当規定】 道路交通法第 19 条

【罰則】 2 万円以下の罰金又は科料

特定非営利活動法人 NPO KEEP LEFT

理事長 佐原 純一郎